ホテル京福 福井駅前　宿泊約款

2023 年 7 月制定

第 1 条　適用範囲

1. ホテル京福 福井駅前（以下「当ホテル」という）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された習慣によるものとします。
2. 当ホテルが、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第 2 条　宿泊契約の申込み

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとするものは、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
   (1) 宿泊者名及び電話番号
   (2) 宿泊日及び到着予定時刻
   (3) 宿泊料金（原則として別表の基本宿泊料による。）
   (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊の申し込みがあったものとして処理します。

第 3 条　宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊者が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊者に告知した場合に限ります。

第 4 条　申込金の支払いを要しないこととする特約

1. 前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第 5 条　宿泊契約締結の拒否

1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
   (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
   (2) 満室により客室の余裕がないとき。
   (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
   (4) 宿泊しようとする者が、過去に当ホテル対して代金支払い遅延などトラブルがあったとき。
   (5) 宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定める各種暴力団組織に関与しているとき。また、それに準ずる団体や組織に関与していると思われるとき。
   (6) 宿泊しようとする者が、刑事事犯による手配・逮捕・検挙・起訴・有罪判決のあったとき。

(7)宿泊しようとする者が、暴行・傷害・強要・脅迫・恐喝・詐欺及びこれに類する行為のあったとき。
(8)その他、上記(4)～(7)に準ずる事由があるとき。
(9)宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
(10)宿泊に関し、暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
(11)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
(12)宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき、及び他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

第6条　宿泊客の契約解除権

1.宿泊者は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2.当ホテルは、宿泊者がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を設定してその支払いを求めた場合であって、その支払いにより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3.当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（予め到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条　当ホテルの契約解除権

1.当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
(1)宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
(2)宿泊客が当ホテルに対して、ご利用代金の支払いをいただけなかったとき、あるいは遅延したとき。
(3)宿泊客が宿泊契約の締結時に、虚偽の申請をしたとき。
(4)宿泊客が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で指定されている反社会的団体、過激行動団体、その他これに類する団体の構成員またはそれに関与しているとき。
(5)宿泊客が前項に準ずる者、あるいは当ホテルが前項目の者とみなす団体あるいは組織、もしくは偽計や威迫を用いる団体その他これら組織に関与しているとき。
(6)宿泊客に刑事事犯による手配・逮捕・検挙・起訴・有罪判決のあったとき。
(7)宿泊客が暴行・傷害・強要・脅迫・恐喝・詐欺及びこれに類する行為を行ったとき。
(8)客室での喫煙（電子タバコ、加熱式タバコ等による喫煙を含む）、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
(9) その他、上記(2)～(8)に準ずる事由があるとき。
(10)宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
(11)宿泊に関し、暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
(12)天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
(13)宿泊客が泥酔等により他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき、及び他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
2.当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した場合、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。
3.当ホテルが第1項の規定に基づいて宿泊契約を解除した場合、それに伴う損害については、一切賠償しません。

第8条　宿泊の登録

1.宿泊客は、宿泊日当日のフロントでのチェックイン時に、次に掲げる事項を登録していただきます。

(1)宿泊者（同室者を含む）の氏名、住所、電話番号（連絡先を含む）、性別及び年齢
(2)勤務先名（部・課）及び電話番号
(3)外国人にあっては、上記(1)事項のほか、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
(4)日本国内に住所を有しない外国人の宿泊者にあっては、旅券を提示していただき、複写の上保存させていただきます。
(5)出発日及び出発予定時刻
(6)その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等日本円に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第 9 条　客室の使用時間

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌日午前 10 時までの間における、チェックインからチェックアウトまでとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
(1)午前 10 時から正午までは 1 時間 1,000 円
(2)正午以降は連泊扱いになりますので基本室料の 1 泊分全額

第 10 条　利用規則の順守

1. 宿泊客は、当ホテルにおいては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第 11 条　営業時間

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は、ホームページ、備付けパンフレット、各所の掲示及び客室内インフォメーション等でご案内します。
2. 営業時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合は適当な方法をもってお知らせします。

第 12 条　料金の支払い

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表 1 に揚げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、日本円又は宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。なお、宿泊料金は前金制となっており、その他のお支払いはフロント会計から勘定書の提示がございましたらその都度お支払い下さい。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 13 条　当ホテルの責任

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第 14 条　契約した客室の提供ができないときの取扱い

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 15 条　預託物等の取扱い

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品、現金、有価証券及びその他の高価品（貴重品を含む）について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、現金、有価証券その他の高価品（貴重品を含む）については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わずお預けになったときは、当ホテルは 10 万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品、現金、有価証券及びその他の高価品（貴重品を含む）であって、フロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じた場合は、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、10 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

第 16 条　宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
2. 宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられている場合において、当ホテルは原則として所有者からの照会の連絡を待ちその指示を求めます。所有者からの指示がない場合は、貴重品については発見日を含め 7 日以内に最寄りの警察署に届け、その他の物品については 3 カ月経過後処分します。但し、飲食物・たばこ・雑誌等は即日処分します。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては前条第 2 項の規定に準じるものとします。

第 17 条　駐車の責任

1. 宿泊客が当ホテルの管理する駐車場（以下「ホテル駐車場」という）をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。
2. 宿泊者が当ホテルよりご案内する駐車場をご利用になる場合であっても、当ホテルは駐車場内での事故・盗難等の事象には一切責任を負いません。

第 18 条　宿泊者の責任

1. 宿泊者の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第 19 条　免責事項

1. 宿泊客の故意又は過失により宿泊客が被った損害については、当ホテルは一切の責任を負いません。
2. 当ホテル内からコンピューター通信のご利用にあたっては、利用者ご自身の責任にて行うものとします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用にあたって、当ホテルが不適切と判断した行為により、当ホテル及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

以上

別表１　宿泊料金等の算定方法（第２条第１項及び第12条第１項関係）

宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料金〔室料(又は室料＋飲食料)〕
	追加料金	追加飲食料及びその他の利用料金
	税　　金	消費税

（注）1.税法が改正された場合は、その改正された規程によるものとします。

別表２　違約金（第６条第２項関係）

契約解除の通知を受けた日 ＼ 契約申込人数	不泊	当日	前日	９日前
１名～14名	100%	80%	20%	
15名以上	100%	80%	20%	10%

（注）1.違約金は、宿泊客から契約解除の通知を受けたその日から起算します。

2.「%」は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

3.契約日数を短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、１日分（初日）の違約金を収受します。

4.団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊日の10日前（その日より後に申し込みをお引き受けした場合については、そのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる人数については、違約金はいただきません。

※上記違約金（取消料）は基本違約金（基本取消料）となり、別途宿泊契約及び特定Webサイトなどの違約金規程（取消料規程）が優先される場合があります。

ホテル京福 福井駅前　利用規則

2023 年 7 月制定

当ホテルでは、お客様に安全かつ快適にご滞在いただくため、宿泊約款第 10 条に基づき、次のとおり利用規則を定めていますので、ご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。
遵守いただけない場合は、やむを得ずご宿泊又はホテル内の諸施設のご利用をお断り申し上げ、かつ責任をおとりいただくことがありますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

火災防災上お守りいただきたい事項

1. ホテル内に、暖房用、炊事用等の火器等を持ち込み、ご使用なさらないでください。
2. 2 階にございます喫煙所以外での喫煙はなさらないでください。
3. その他火災の原因となるような行為をなさらないでください。
4. 消防用設備等には、非常の場合以外はお手を触れないでください。

保安上お守りいただきたい事項

1. ご滞在中お部屋から出られるときは、施錠をご確認ください。
2. ご滞在中や特にご就寝のときは、ドアの内鍵、ドアガードをお掛けください。来訪者のあったときは不用意に開扉なさらずご確認ください。万一、不審者と思われる場合は直ちにフロントへご連絡ください。
3. ご訪問者と客室内でのご面会はご遠慮ください。1 階ロビーにてお願い致します。

おやめいただきたい行為について

1. ホテル内に、他のお客様の迷惑になるようなものをお持込みにならないでください。
   ①犬（盲導犬、聴導犬、介助犬等の身体障害者補助犬を除く。）、猫、小鳥、その他の愛玩動物
   ②著しく多量の物品
   ③不潔なもの、悪臭を発するもの
   ④火薬や揮発油など発火又は引火しやすいもの
   ⑤適法に所持を許可されていない鉄砲、刀剣類
2. ホテル内で、賭博、風紀や治安を乱すような行為、他のお客様に迷惑を及ぼすような言動はなさらないでください。
3. ホテル内の施設、備品を所定の場所、用途以外にご使用にならないでください。また、ホテル外へ持ち出しなさらないでください。
4. ホテル内の建築物や諸設備に異物を取り付けたり、現状を変更するような加工をなさらないでください。
5. ホテルの外観を損なうようなものを窓側に陳列なさらないでください。
6. 客室やロビーを事務所、営業所等の宿泊以外の目的にご使用なさらないでください。
7. ホテル内で、他のお客様に広告、宣伝物を配布したり、物品の販売をなさらないでください。
8. ホテル外から飲食物等の出前、ご注文はなさらないでください。
9. 廊下やロビーに所持品を放置なさらないでください。
10. ナイトウエア、スリッパ等のままで客室からお出にならないでください。
11. 当ホテル敷地内では喫煙所以外での喫煙を固くお断りいたします。　館内および駐車場での喫煙により施設が被害を被った場合は損害を補償いただきます。この場合、宿泊料金にかかわらず基本宿泊料金の 3 泊分相当の違約金及び消臭・現状復旧・営業補償等の費用、その他実費をご負担いただきます。

その他

1. 領収書は部屋単位ごとにご用意いたしておりますので、同室のお客様が分割領収書をご希望の場合は、早めにお申しつけください。

以上

ホテル京福 福井駅前　プライバシー･ポリシー

2018 年 3 月制定

ホテル京福 福井駅前(以下「当ホテル」)では、お客様の個人情報を重要なものと認識し、以下の方針に基づき、適切な取り扱い、及び管理に努めております。

１）お客様の個人情報を伺う場合
当ホテルでは、以下の場合、お客様の個人情報を伺っております。
・ご宿泊に関するお申し込み・変更・取り消しなどを行う場合。
・当ホテルがサービス業務を遂行するために必要と判断した場合。

２）個人情報の利用について
当ホテルでは、お客様から同意を頂いた目的の範囲内でのみ、お客様の個人情報を利用させて頂きます。

３）個人情報の管理・安全対策について
当ホテルでは、お客様の個人情報について、適切な管理を行うとともに、漏洩、滅失、改ざん等の防止のために最大限の注意を払っております。
お客様の個人情報の保護と適切な取扱いに関して､役員および従業者に対し社内教育を行います。

４）第三者への提供・開示の禁止
当ホテルでは、お客様から同意を頂いている場合や、法令に基づき開示を請求された場合など正当な理由がある場合を除き、お客様の個人情報を第三者に提供・開示いたしません。

５）プライバシー･ポリシーの継続的な見直しと改善
当ホテルは、個人情報保護に関連する法令、及びその他の規範を遵守するとともに、社会環境の変化に応じて、個人情報保護の取り組みに関して継続的な見直しや改善を行ってまいります。

６）個人情報保護方針に関するお問い合わせ
当ホテルにおける個人情報保護の取り組みに関する質問等につきましては以下にお問い合わせください。
ホテル京福 福井駅前　TEL：0776-24-8800　受付時間：9:00～17:00（土・日・祝を除く）

７）セキュリティについての取り組み
当ホテルでは、お客様、お取引先様を始めとする、当ホテルに個人情報を提供されるすべての方の個人情報を適切に保護するために、セキュリティ対策に取り組んでおります。

８）不正アクセス防止
完全遮蔽式のファイアウォールで外部からの不正アクセスを予防。新種の不正アクセス・攻撃手法などに対応するパッチや、新たな進入防止プログラムを自動でダウンロードし、ファイアウォールを最新の状態に維持。常に安全な環境を保ちます。

９）ウイルス対策
インターネットの出入り口でウイルスをガード。メールの受信時や Web アクセス(HTTP、FTP ファイルのダウンロード)時にウイルスチェックを実行し、社内 LAN 全体をガード。メール送信時にもウイルスチェックを行うため、外部にウイルスメールを送ってしまうようなこともありません。

以上